

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- 1 代表者(経営者)は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。また、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- 2 運輸安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全に努めます。
- 3 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

株式会社小禄運輸 代表取締役社長 新垣 正仙

## 2. 輸送の安全に関する目標 (令和6年度)

- 1 重大事故 0件 ※重大事故は、自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいう。
- 2 交通事故 0件 ※交通事故は、重大事故を除く有責・無責のすべての事故をいう。
- 3 接触事故 0件 ※接触事故とは、軽微な事故も含む。

## 3. 輸送の安全に関する目標の達成状況及び統計 (令和5年度)

- 1 重大事故 0件
- 2 交通事故 0件 → 2件 (他車両との接触による)
- 3 接触事故 0件 → 3件 (自損による)

## 4. 輸送の安全に関する計画

- 1 関係法令及び社内規定(安全管理規程等)遵守のため、年2回の教育を実施します。
- 2 安全を管理する規定に基づく、「安全管理の取り組み状況の自己チェックリスト」により年に1回以上チェックを行い、全員で必要に応じて問題解決に向けた対策を講じます。
- 3 輸送の安全に関する教育、研修、訓練を年間教育計画に基づき確に実施します。
- 4 初任運転者・高齢運転者・事故惹起者の教育を確実に実施します。
- 5 適性診断を定期的に行い、その結果を用いて効果的な指導を行います。
- 6 健康診断を行い乗務員の健康状態の把握と適切な指導を行い健康管理に努めます。
- 7 メンタルヘルス不調を未然に防ぐため全社員にストレスチェックを実施します。
- 8 SAS(無呼吸症候群)検査を定期的実施します。
- 9 ヒヤリハット体験の収集を行い、共有し事故防止に活用します。
- 10 引き続き感染症に対する感染防止策を実施します。

## 5. 事故・災害時に対する報告連絡体制

重大事故報告制度・緊急連絡体制図に基づき対応します。

## 6. 輸送の安全に関する教育・研修

- 1 管理者に対し、運行管理者講習、整備管理者講習、運輸安全マネジメント講習等の研修を行い法令遵守に対する意識の向上に努めます。
- 2 事故防止対策会議にて役職者、乗務員含め意見交換等を行い問題解決に向けた対策を講じます。
- 3 乗務員に対し、運行の安全及び旅客の安全を確保するため指導及び監督の指針に沿って教育を行います。
- 4 緊急時における連絡体制とその対応方法の確認、発煙筒等の用具・非常口の点検・救急救命講習、AED講習等の訓練を行い安全対策に取り組みます。

## 7. 事故・災害時に対する報告連絡体制

重大事故報告制度・緊急連絡体制図に基づき対応します。

## 8. 輸送の安全に関する監査

運輸安全マネジメントの取り組みについて実施状況を確認し、絶えず輸送の安全に努めます。

## 9. 行政処分の公表

処分なし